

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	鹿児島市

鹿児島市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林水産部生産流通課
所在地 鹿児島市山下町11-1
電話番号 099-216-1340 (直通)
FAX番号 099-216-1336
メールアドレス seisanryutu@city.kagoshima.lg.jp

(注) 本書の元号については、本計画策定時点のものを使用しております。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アナグマ、シカ、タヌキ、カラス、ヒヨドリ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	鹿児島市一円

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲・雑穀（水稲等）	4,304千円 4.16ha
	野菜・いも類（サツマイモ等）	2,883千円 1.67ha
	果樹（桜島小みかん等）	1,604千円 1.16ha
	飼料作物（イタリアン等）	304千円 0.46ha
	小 計	9,096千円 7.45ha
アナグマ	野菜・いも類・その他（スイートコーン等）	1,827千円 1.04ha
	果樹（桜島小みかん等）	408千円 0.31ha
	小 計	2,241千円 1.34ha
シカ	水稲・雑穀（水稲等）	632千円 0.62ha
	野菜・いも類（サツマイモ）	121千円 0.08ha
	飼料作物（イタリアン）	17千円 0.03ha
	小 計	770千円 0.72ha
タヌキ	野菜・いも類（サツマイモ等）	489千円 0.3ha
	果樹（桜島小みかん等）	325千円 0.23ha
	小 計	814千円 0.52ha
カラス	水稲（水稲）	93千円 0.09ha
	野菜・いも類（スイートコーン等）	332千円 0.22ha
	果樹（ビワ等）	1,543千円 1.16ha
	小 計	1,968千円 1.46ha
ヒヨドリ	野菜（ブロッコリー等）	289千円 0.13ha
	果樹（桜島小みかん等）	1,172千円 0.78ha
	小 計	1,460千円 0.91ha
合 計		16,349千円 12.4ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 被害の傾向

○イノシシ

市内全域の山間部等に生息しており、水稻の移植期から収穫期にかけての食害や、踏み倒しによる被害が発生している。

また、サツマイモやサトイモなどへの被害のほか、桜島地域を中心に、かんきつ類やビワなどに被害が発生している。

○アナグマ・タヌキ

市内全域において、収穫期のサツマイモなどへの被害のほか、喜入地域では収穫期のスイートコーンなどへの被害、桜島地域では小みかんなどのかんきつ類に被害が発生している。

○シカ

郡山、吉田、伊敷地域において、水稻の移植期から収穫期にかけて被害が発生している。

また、郡山地域では生育期のイタリアンライグラスやサツマイモにも被害が発生している。

○カラス

桜島地域では収穫期のビワやかんきつ類への被害が発生しており、喜入地域ではスイートコーンなどへの被害が発生している。

○ヒヨドリ

年によって被害の増減が大きいですが、近年は暖冬の影響により飛来数が多くなっており、桜島地域を中心に桜島小みかんなどのかんきつ類への被害が発生している。

また、喜入地域において、ブロッコリーなどのアブラナ科野菜などに被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	軽減率
被害金額	イノシシ：9,096千円	イノシシ：6,367千円	30%
	アナグマ：2,241千円	アナグマ：1,569千円	30%
	シカ：770千円	シカ：539千円	30%
	タヌキ：814千円	タヌキ：570千円	30%
	カラス：1,968千円	カラス：1,378千円	30%
	ヒヨドリ：1,460千円	ヒヨドリ：1,022千円	30%
合計	16,349千円	11,444千円	30%
被害面積	イノシシ：7.45ha	イノシシ：5.2ha	30%
	アナグマ：1.34ha	アナグマ：0.9ha	30%
	シカ：0.72ha	シカ：0.5ha	30%
	タヌキ：0.52ha	タヌキ：0.4ha	30%
	カラス：1.46ha	カラス：1.0ha	30%
	ヒヨドリ：0.91ha	ヒヨドリ：0.6ha	30%
合計	12.4ha	8.7ha	30%

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>被害を受けた農林業者等から依頼を受けた地元猟友会が、わな及び銃器により有害鳥獣捕獲を行っており、必要に応じて、猟友会に対し箱わなの貸出しを行っている。</p> <p>また、地元猟友会等の捕獲活動を支援するため、市単独事業による支援（捕獲協力費、捕獲活動支援補助金）や国の緊急捕獲活動支援事業を実施している。</p> <p>捕獲従事者の確保・育成のため、狩猟免許初心者講習会受講料の助成を行っている。</p> <p>【国庫事業（推進）実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得助成 H29年度 12人 H30年度 11人 R元年度 5人 R2年度 36人 	<p>捕獲従事者の高齢化が進行していることから、担い手の確保・育成が必要である。</p>

	・捕獲機材等の導入 H30年度 箱わな（大） 20基	
防護柵の設置等に関する取組	【市単独事業】 H29年度 電気柵：77,950m×2段 8,050m×4段 H30年度 電気柵：56,750m×2段 7,800m×4段 防獣ネット：250m R元年度 電気柵：40,800m×2段 6,100m×4段 ・県補助事業（国庫事業） H29年度 ワイヤーマッシュ柵： 2地区 1,144m	侵入防止柵設置後は、草払いを行うなど、管理を十分にすることがある。 侵入防止柵を設置していない隣接圃場への被害が増加しているため、広域的な共同設置を進めていく必要がある。

（5）今後の取組方針

「寄せ付けない」「侵入を防止する」「個体数を減らす」といった総合的な対策を推進し、鳥獣被害の減少に努める。

今後の計画

- ① 研修会や先進地視察を通して、集落ぐるみでの被害防止対策の意識向上を図る。
- ② 電気柵等の侵入防止柵の導入推進
- ③ 猟友会等の捕獲活動に対する支援による捕獲活動の強化
- ④ 新規捕獲従事者の確保・育成
- ⑤ 鳥獣被害防止マニュアル等の情報提供

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

農林業者等からの依頼を受けて、地元の猟友会が銃器又はわなによる有害鳥獣の捕獲を行う。

捕獲従事者見込み数

中央・伊敷・吉野・東桜島地域 29人

谷山地域 25人

吉田地域 15人

桜島地域 17人

喜入地域 16人

松元地域 18人

郡山地域 16人

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ アナグマ シカ タヌキ カラス ヒヨドリ	鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって鳥獣被害対策を図るほか、狩猟免許試験等の情報提供を広く行うなど、新規捕獲従事者の確保・育成に努める。 捕獲活動の推進・継続を図るため、猟友会の捕獲活動経費の助成や、箱わなの貸し出しを行う。
令和4年度	イノシシ アナグマ シカ タヌキ カラス ヒヨドリ	鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって鳥獣被害対策を図るほか、狩猟免許試験等の情報提供を広く行うなど、新規捕獲従事者の確保・育成に努める。 捕獲活動の推進・継続を図るため、猟友会の捕獲活動経費の助成や、箱わなの貸し出しを行う。
令和5年度	イノシシ アナグマ シカ タヌキ カラス ヒヨドリ	鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって鳥獣被害対策を図るほか、狩猟免許試験等の情報提供を広く行うなど、新規捕獲従事者の確保・育成に努める。 捕獲活動の推進・継続を図るため、猟友会の捕獲活動経費の助成や、箱わなの貸し出しを行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ</p> <p>捕獲実績及び被害金額は、H29年度は1,272頭・10,400千円、H30年度は1,308頭・9,890千円、R元年度は1,300頭・9,096千円となっており、捕獲数は横ばい、農作物への被害は減少傾向である。</p> <p>捕獲数は横ばいではあるが、依然として大きな被害が発生していることから、捕獲対策を強化する必要があるため、捕獲計画数を1,400頭とする。</p> <p>② アナグマ</p> <p>捕獲実績は、H29年度は336頭、H30年度は464頭、R元年度は449頭となっており、捕獲頭数は増加傾向にある。</p> <p>今後も市内全域において被害の拡大が懸念されることから捕獲対策を強化する必要があるため、捕獲計画数を500頭とする。</p> <p>③ シカ</p> <p>捕獲実績は、H29年度は180頭、H30年度は199頭、R元年度は237頭となっており、捕獲頭数は増加傾向にある。</p> <p>今後も市北部地域を中心に被害の拡大が懸念されることから捕獲対策を</p>

強化する必要があるため、捕獲計画数を300頭とする。

④ タヌキ

捕獲実績は、H29年度は127頭、H30年度は88頭、R元年度は83頭となっており、捕獲頭数は減少傾向にある。

引き続き被害を防止するため、捕獲計画数を100頭とする。

⑤ カラス

捕獲実績は、H29年度は469羽、H30年度は578羽、R元年度は532羽となっている。

引き続き被害を防止する必要があるが、年によって被害の増減が大きい
ため、捕獲計画数を1,000羽とする。

⑥ ヒヨドリ

捕獲実績は、H29年度は15羽、H30年度は5羽、R元年度は0羽となっている。

年によって飛来状況は異なり、飛来が多い年には捕獲対策を図る必要があることから、捕獲計画数を500羽とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	1,400頭	1,400頭	1,400頭
アナグマ	500頭	500頭	500頭
シカ	300頭	300頭	300頭
タヌキ	150頭	150頭	150頭
カラス	1,000羽	1,000羽	1,000羽
ヒヨドリ	500羽	500羽	500羽

捕獲等の取組内容

被害発生に併せ、付近での重点的な捕獲活動を行う。

イノシシは市内全域で、銃器及びわなで捕獲する。シカは郡山・吉田地域を中心に銃器及びわなで捕獲する。アナグマ・タヌキは喜入・桜島地域を中心にわなで捕獲する。カラスは被害の多い桜島地域を中心に銃器及び捕獲箱で捕獲する。ヒヨドリは被害の多い桜島地域を中心に銃器により捕獲する。

特定猟具使用禁止区域（銃猟禁止区域）では、くくりわな、箱わな等を活用した捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
------	------

該当なし	該当なし
------	------

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ アナグマ タヌキ シカ	・市単独事業 電気柵： 32,800m×2段 8,000m×4段	・市単独事業 電気柵： 29,600m×2段 7,500m×4段 ・県補助事業（国庫事業） ワイヤーマッシュ柵 1地区 2,500m	・市単独事業 電気柵： 26,600m×2段 7,000m×4段 ・県補助事業（国庫事業） ワイヤーマッシュ柵 1地区 2,500m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ アナグマ シカ タヌキ カラス ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣の住処となる荒廃農地の解消など地域が主体となった集落環境の整備。 除間伐の推進による緩衝帯の整備。 圃場の清掃などの被害対策指導。 ビワ等の被害防止のための防鳥機の設置。 鳥獣被害防止対策研修会の実施。 鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が中心となって関係機関と連携し、情報交換、適切な侵入防止柵の管理などの現地指導を行う。
令和4年度	イノシシ アナグマ シカ タヌキ カラス ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣の住処となる荒廃農地の解消など地域が主体となった集落環境の整備。 除間伐の推進による緩衝帯の整備。 圃場の清掃などの被害対策指導。 ビワ等の被害防止のための防鳥機の設置。 鳥獣被害防止対策研修会の実施。 鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が中心となって関係機関と連携し、情報交換、適切な侵入防止柵の管理などの現地指導を行う。
令和5年度	イノシシ アナグマ シカ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣の住処となる荒廃農地の解消など地域が主体となった集落環境の整備。 除間伐の推進による緩衝帯の整備。 圃場の清掃などの被害対策指導。

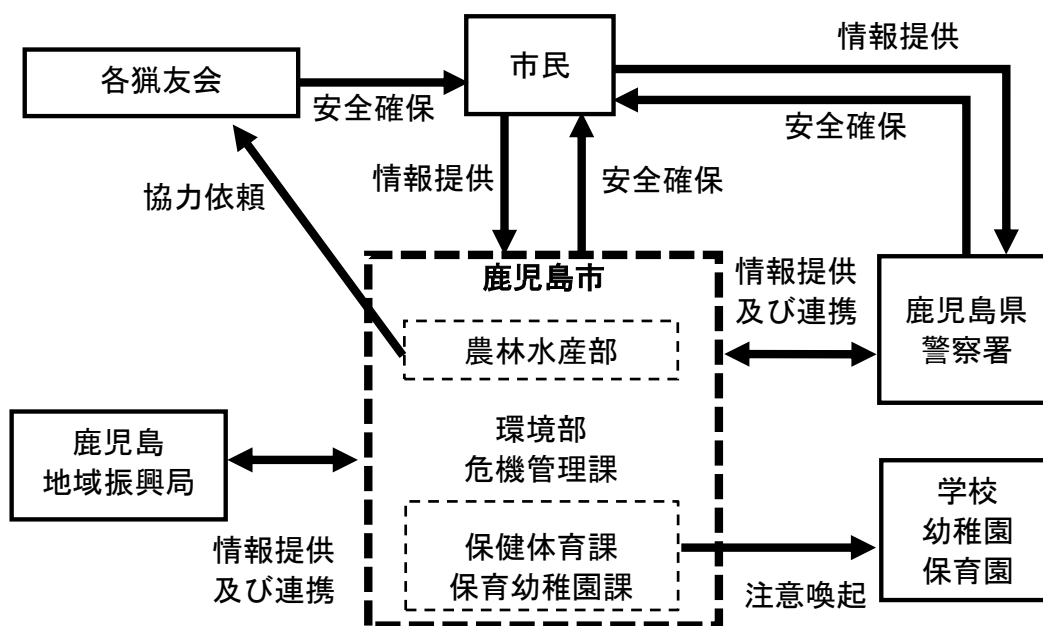
カラス ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビワ等の被害防止のための防鳥機の設置。 ・ 鳥獣被害防止対策研修会の実施。 ・ 鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会が中心となって関係機関と連携し、情報交換、適切な侵入防止柵の管理などの現地指導を行う。
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鹿児島市	市民等から連絡を受け、現場に急行した者は、警察等と協力し、周辺住民の安全を確保する。 また、必要に応じて追い払いを行う。 関係機関へ連絡を行い、周辺住民・学校等への注意喚起を行う。
各猟友会	鹿児島市からの協力要請を受け、現場に向かい対応する。
鹿児島地域振興局	被害防止対策の指導及び助言を行う。
鹿児島県警察署	現場の安全の確保及び必要に応じて追い払いを行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したイノシシ、シカについては、捕獲後速やかに埋設するか、捕獲者が食用として自家消費する。
それ以外の鳥獣は埋設又は焼却処分とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

有効な利用方法について情報収集を行う。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会
--------	-----------------

構成機関の名称	役割
鹿児島市	被害防止計画の策定、被害防止対策に関する情報収集、被害防止に係る技術指導及び情報提供を行う。
市内農業協同組合	各地域での被害状況の把握、被害防止に係る営農（技術）指導、情報提供を行う。
かごしま森林組合	山林での被害状況の把握、被害防止。
鹿児島森林管理署	国有林での被害状況の把握、被害防止。
鹿児島県農業共済組合	鳥獣被害の共済関係の情報提供を行う。
鹿児島地域振興局	有害鳥獣関連の情報提供並びに被害防止に係る技術指導及び情報提供を行う。
甕城猟友会	事務局を担当する。 吉野、伊敷、中央、東桜島地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
鹿児島猟友会	谷山地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
鹿児島南猟友会	谷山地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに

	に、捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
吉田地区猟友会	吉田地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
桜島地区有害鳥獣捕獲協会	桜島地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
喜入猟友会	喜入地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
松元猟友会	松元地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
郡山猟友会	郡山地域の有害鳥獣の捕獲を行うとともに、捕獲従事者の育成を行い、捕獲体制の整備を行う。
鹿児島北部地区鳥獣保護管理員	鹿児島北部地域の監視
鹿児島南部地区鳥獣保護管理員	鹿児島南部地域の監視
吉田地区鳥獣保護管理員	吉田地域の監視
桜島地区鳥獣保護管理員	桜島地域の監視
喜入地区鳥獣保護管理員	喜入地域の監視
松元地区鳥獣保護管理員	松元地域の監視
郡山地区鳥獣保護管理員	郡山地域の監視

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県	有害鳥獣捕獲関連情報と被害防止技術の情報提供
鹿児島県警察署	有害鳥獣に係る情報の共有及び狩猟の安全対策指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成29年11月1日
構成：市職員46人（うち狩猟免許保持者0人）、民間隊員0人
活動内容：被害調査、猟友会との連携（捕獲許可事務や被害発生状況の情報共有）、農業者等への被害防止技術等の普及・啓発

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成21年度～平成23年度（1期）	平成22年 3月31日
平成24年度～平成26年度（2期）	平成24年 4月 1日
平成27年度～平成29年度（3期）	平成27年 4月 1日
平成30年度～令和2年度（4期）	平成30年 4月 1日
令和3年度～令和5年度（5期）	令和 3年 4月 1日